

事業主のみなさまへ

給与支払報告書(平成20年分)の 早めの提出をお願いします

前年中に、給与・賞与等の支払いをした事業所は、受給者が1月1日現在で居住している市町村に給与支払報告書を提出していただくことになってます。

提出期限は2月2日(月)です。「総括表」と「個人別明細書②」を一緒に提出してください。

特別徴収と普通徴収の間に仕切紙などを入れるか、個人別明細書摘要欄に徴収区分を記載するなどして特別徴収と普通徴収を明確に分けてください。

新たに特別徴収を希望する場合は、報告書の右下「20年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に、朱書きで「**特別徴収希望**」と記載してください。

■提出・問合せ:仙北市役所税務課 TEL(43)1117

平成21年以降においても、住民税の 住宅ローン控除の適用を受けるには、申告が必要です

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方は、税源移譲により、平成19年以降の所得税額が減少したため、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から控除しきれなかった額は、翌年度の個人住民税(所得割)から減額できます。(次のどちらも市内の申告相談において受付できます。)

所得税の確定申告を行わない給与所得者の場合(仙北市役所税務課へ提出)

「市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみ有しており確定申告を提出しない納税者用)」に年末調整済みの源泉徴収票を添付

所得税の確定申告を行う納税者の場合(大曲税務署又は仙北市役所税務課へ提出)

「市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)」

大曲税務署からのお知らせ

「平成20年分の所得税の確定申告の際はe-Taxが便利でおトクです」

さらに便利で使いやすく!

ネットでどこでも申告・納税 e-Tax(国税電子申告・納税システム)

eことその1HPからカンタン申告:国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告できます!

eことその2最高5,000円の税額控除:電子証明書の添付で、最高5,000円の税額控除が受けられます。

(本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成21年1月5日~3月16日の間に所得税の確定申告を行うと、平成19年分又は平成20年分のいずれか1回に限り最高5,000円の税額控除が受けられます。)

eことその3添付書類が提出不要:医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信!

(書類の内容確認のため、確定申告から3年間、添付書類の提出又は掲示を求めることがあります。)

eことその4還付金がスピーディー:3週間程度で還付の手続きを行います!(通常は6週間程度)

e-Taxご利用の流れ:①電子証明書を取得→②開始届出を提出→③利用者識別番号等を取得→④e-Taxソフトをダウンロード→⑤初期登録を行う→⑥電子申告・納税を行う→⑦受付結果を確認する。

詳しくは「イータックス」で検索! <http://www.e-tax.nta.go.jp> ■問合せ:大曲税務署 TEL0187(62)2191

